

○議長（小林哲雄）

日程第7、議案第39号 開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴い、町職員の特殊勤務手当に関する規定を整備したいので、開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（小宮好徳）

それでは、朗読させていただきます。

議案第39号 開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成25年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、済みません。1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和54年開成町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、ご説明させていただきたいと思ひます。

今回の条例改正に至る経緯についてご説明申し上げます。平成11年に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法が施行されてございます。この法律は、明治30年に施行されました伝染病予防法や、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律を廃止、統合したものでございます。

この感染症法における感染症には、感染力や罹患した場合の重篤性などに基きまして、危険性が高い順に1類から5類に分類されてございます。伝染病予防法が新たに感染症法に制定されたことに伴ひまして、伝染病という用語は、家畜伝染病予防法や公衆浴場法などの法令において限定的に用いられておりまして、感染症法の法文中

の伝染病の文言は感染症に改めてございます。そのため、開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定してあります条項を改正する必要があるため、一部改正する条例を上程させていただきました。

中身になりますけれども、表をご覧くださいと思います。下線を引いている箇所が改正箇所になります。

まず第2条になります。特殊勤務手当の種類でございます。種類の名称を変更するものでございます。第2条第2号2、「伝染病等衛生業務手当」を、「感染症防疫等業務手当」に改正するものでございます。こちらは感染症法の本文中の伝染病の文言は感染症に改めたことによるものでございます。

続きまして、第4条でございます。こちら手当について規定しているものでございます。まず、第4条の見出しを「伝染病等衛生業務手当」を「感染症防疫等業務手当」に改正するものでございます。

第1号になります。感染症法第6条に規定されている感染症、これは第1類から第5類までございますけれども、こちらの病原体を有する者、有する疑いのある人に接する業務が対象となります。

第2号になります。こちらは付着した物件、付着の疑いのある物件の処理業務が対象でございます。

第3号になります。こちらは家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する伝染病、こちらは高病原性鳥インフルエンザ等でございますけれども、こちらが発生し、発生するおそれがある場合に、防疫業務になります。

第2項になります。「伝染病等衛生業務手当」を「感染症防疫等改正手当」に改正するのでございます。

附則でございますけれども、公布の日から施行させていただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第39号 開成町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

起立全員によって、可決いたしました。

○議長（小林哲雄）

暫時休憩といたします。再開を13時30分といたします。

午前11時42分